

日程第 6．議案第 9 号 南風原町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

○議長 宮城清政君 日程第 6．議案第 9 号 南風原町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例についてを議題とします。まず本案に関し、総務民生常任委員長の報告を求めます。浦崎みゆき総務民生常任委員長。

○総務民生常任委員長 浦崎みゆきさん 議案第 9 号 南風原町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例。審査の経過 本案は、3 月 3 日の本会議に上程され提案理由の説明を受け質疑を行ったあと当委員会に審議を付託され、当委員会では同月 10 日に委員会を開き関係部長、課長、担当職員の出席を求め質疑応答を行いました。同月 16 日に、まとめと採決を行いました。条例改正の改正点について申し上げます。第 1 点目に、人事院勧告等に基づく給与表の改正を行うこと。第 2 点目に、勤勉手当を導入することと説明がありました。審査の過程における執行部の説明のなかで、平成 28 年 4 月から施行される人事評価制度について質疑が集中し、職の上位が下位を評価する際には必ず面談をとおして目標を設定すること、評価内容は開示できること、苦情処理の窓口を設けるなどを確認いたしました。委員からは、人事評価を行う管理職側に十分な研修を行うよう意見がありました。討論に入り、討論はありませんでした。採決に入り、採決の結果、全会一致により可決しました。以上です。

○議長 宮城清政君 これより委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「進行」の声あり）

○議長 宮城清政君 質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長 宮城清政君 討論なしと認め、これをもって討論を終わります。これより議案第 9 号 南風原町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例についてを採決します。本案に対する委員長の報告は、可決であります。本案は、委員長の報告のとおり賛成する方は起立を求めます。

（起立多数）

○議長 宮城清政君 起立多数でございます。したがって、委員長の報告のとおり可決されました。